

特命随意契約理由書

984

件 名	生活保護システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活保護システム機器（PC・プリンター等）及び生活保護ソフトに係るメンテナンス業務を行う。
選 定 理 由	当該生活保護システムは平成22年10月にパッケージ使用权を取得しているため、今後も利用料金等の負担なく使用することができる。 本システムの運用は下記の事業者が行っており、保守等のメンテナンス作業はシステムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する事業者にはできないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社日立システムズ 住 所：東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 20 日
※ 契約金額	4,682,700 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

996

件 名	千代田区立障害者福祉センター消防設備修繕
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立障害者福祉センターの消防設備点検にて、2階及び4階に設置している消防設備（防煙垂れ壁、引き戸）が、火災報知器と連動不具合を起こし、作動しないことが発覚した。 施設利用者の安全管理のため、消防設備が正常に稼働するよう、関係機器の交換修繕を行う。
選 定 理 由	当施設の消防設備管理は、下記事業者が一貫して担っており、現場の設備状況や過去の修繕履歴を熟知している。 当該設備は、既設部分と修繕対象部分が密接不可分であり、両者は連動して作動するため、他の事業者が施工した場合、故障や誤作動発生時に原因究明が困難となり、責任の所在が不明確となる。 また、施設利用者の安全管理上、常に稼働できる状態を保たなければならないが、現在作動せず予断を許さない状況にあるため、迅速かつ的確に修繕を行う必要がある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 日管 株式会社 / 東京支店 / 住 所 東京都千代田区飯田橋4-2-1 /
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 2 / 日
※ 契約金額	1,133,000円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1020

件 名	特別区民税・都民税課税資料データパンチ業務
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和 8 年度特別区民税・都民税の賦課及び徴収に必要不可欠な課税資料(※1)の情報を、千代田区が使用している総合住民サービスシステムの仕様に沿って入力(パンチ)し、パンチデータを税務課が指定する総合住民サービスシステム内のフォルダに格納する。 (※1)給与支払報告書、住民税申告書、電子申告分および紙申告分の両方を含む。
選 定 理 由	下記業者は、個人住民税システムを含む本区の基幹システムの運用保守委託先業者であり、パンチデータのエントリープログラムの作成、事前検証、個人住民税システムへのエントリー及びエントリー後の確認等を一連の業務として円滑に行い、個人情報を含む情報の取扱いについては、安全・確実に実施する(パンチデータをCD等の外部記録媒体を介さず直接基幹システム内のフォルダに格納する等)ことのできる唯一の業者である。 また、課税資料の読取システム導入により、基幹系システム基盤上のサーバーで管理されるスキャンデータを使用し、同サーバー上で原票の送信、パンチデータの受信を行うことができるのは運用保守委託先業者のみである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※契約年月日	令和 7 年 11 月 25 日
※契約金額	3632,145 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	※ 税務課の契約のため、契約金額は支出限度額 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 税務課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

987

件 名	千代田区会館施設予約システム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区会館施設予約システムにおいて、承認書のレイアウト修正及び利用者登録画面の修正を実施する。
選 定 理 由	千代田区会館施設予約システムは、千代田区内の施設の予約・支払い等を受け付けているものである。 本件は、既存の会館施設予約システムに改修を加えるものであるため、同一システム開発者以外の者にシステムの改修を履行させると、既存の運用システムに著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、当該システムの構築・稼働業者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：富士通 Japan 株式会社 住 所：東京都大田区新蒲田 1-17-25
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 26 日
※ 契約金額	1,604,460 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 万世橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

10/5

件 名	特別区民税・都民税・森林環境税にかかる課税資料整理等業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別区民税・都民税・森林環境税にかかる業務のうち、給与支払報告書等の資料整理、公的年金等支払報告書の入力および資料整理、確定申告書の検索および確認補筆、課税照会への回答資料とりまとめ等、課税事務にかかる定型的な業務処理を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年9月15日付5千地税務発第654号) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士ソフトサービスビューロ株式会社 住 所 東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 26 日
※ 契約金額	23,705,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年12月1日から令和8年6月30日まで
担 当 課	地域振興部税務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1031

件 名	西神田コスモス館テレビ共聴設備用増幅器更新工事
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区西神田 2-6-1
概 要	本工事は、西神田コスモス館のテレビ共聴設備用増幅器 39 台の更新及びその調整を行うものである。
選 定 理 由	西神田コスモス館のテレビ共聴設備は建物のアンテナで受信した電波ではなく、ケーブルテレビ局で受信した電波をケーブル回線を通じて各住戸へ届けるシステムとなっている。 本工事は、既設テレビ共聴設備を使用しながらの増幅器更新となり、各住戸におけるテレビ等の使用不可期間を最小限にするため、システムや仕様の理解に加えて現状の設定を熟知した上で、実施することが不可欠である。 下記業者は竣工時から入居者と個別にインターネット利用やテレビ視聴の契約をしている業者であり、当施設のテレビ共聴設備について熟知している。また、増幅器の電波調整（上り）作業は下記事業者しか行うことができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京ケーブルネットワーク株式会社 住 所 東京都文京区後楽 1-1-7
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 27 日
※ 契約金額	3,136,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 6 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

965

件 名	高齢者食事支援サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 配食数の多寡に関わらず、区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、事前に通知していた食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行うとともに、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 5 区の仕様書に則った行動を取ること。 これら一つ一つの条件について近隣区域ですべてを満たすものが限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ライフデリ 千代田・中央店 住 所 東京都千代田区東神田一丁目17番5号
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 12 日
※ 契約金額	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 ¥ 3,243,200 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1029

件名	契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会におけるリーガルチェック業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	当該特別委員会において、令和6年に行われた本区の官製談合事件に関する裁判の記録の閲覧及び閲覧内容のメモを東京地方検察庁にて行った。刑事確定訴訟記録法では閲覧により知り得た事項はみだりに用いてはならない旨の規定があることから、閲覧時に作成したメモを委員会の調査時にどう用いるのかは慎重な判断が求められる。そのため、閲覧メモの適切な取扱いについて、想定され得る法的リスクの検証（リーガルチェック）等を行う業務を法律の専門家に委託する。
選定理由	上記の閲覧を行うに際し、区議会事務局において事務的な留意点等を確認するため第二東京弁護士会に相談先の推薦を依頼したところ、下記弁護士2名が推薦され、当該弁護士に対して事件の経緯や委員会での議論の状況等の情報を提供したうえで法律相談を行い、これを踏まえて閲覧および閲覧メモの作成を行った。その後、当該特別委員会において、閲覧メモの取扱いに関するリーガルチェックを行うことが決定された。 閲覧メモから委員会資料を作成するにあたっては、法律相談で受けた刑事確定訴訟記録法の条文解釈、立法趣旨に関する助言に基づき、裁判記録の閲覧とメモ作成を行ったため、そのフィードバックを受けて作成することが必要である。 業務の委託先として、弁護士会から推薦を受けており公平性や客観性が確保できていることや、上記の理由等から、以下の2名を選定する。
契約の相手方	氏名 森岡 誠（弁護士） 住所 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所 ----- 氏名 黒田 修二（弁護士） 住所 東京都中央区銀座4丁目2番12号 銀座クリスタルビル9階 東京総合法律事務所
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 20 日
※ 契約金額	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 823,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	区議会事務局 /
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1030

件名	契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会におけるリーガルチェック業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	当該特別委員会において、令和6年に行われた本区の官製談合事件に関する裁判の記録の閲覧及び閲覧内容のメモを東京地方検察庁にて行った。刑事確定訴訟記録法では閲覧により知り得た事項はみだりに用いてはならない旨の規定があることから、閲覧時に作成したメモを委員会の調査時にどう用いるのかは慎重な判断が求められる。そのため、閲覧メモの適切な取扱いについて、想定され得る法的リスクの検証（リーガルチェック）等を行う業務を法律の専門家に委託する。
選定理由	上記の閲覧を行うに際し、区議会事務局において事務的な留意点等を確認するため第二東京弁護士会に相談先の推薦を依頼したところ、下記弁護士2名が推薦され、当該弁護士に対して事件の経緯や委員会での議論の状況等の情報を提供したうえで法律相談を行い、これを踏まえて閲覧および閲覧メモの作成を行った。その後、当該特別委員会において、閲覧メモの取扱いに関するリーガルチェックを行うことが決定された。 閲覧メモから委員会資料を作成するにあたっては、法律相談で受けた刑事確定訴訟記録法の条文解釈、立法趣旨に関する助言に基づき、裁判記録の閲覧とメモ作成を行ったため、そのフィードバックを受けて作成することが必要である。 業務の委託先として、弁護士会から推薦を受けており公平性や客観性が確保できていることや、上記の理由等から、以下の2名を選定する。
契約の相手方	氏名 森岡 誠（弁護士） 住所 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所 氏名 黒田 修二（弁護士） 住所 東京都中央区銀座4丁目2番12号 銀座クリスタルビル9階 東京総合法律事務所
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 20 日
※ 契約金額	※ 単価 825,000 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	複合機スキャンデータ Box 格納通信設定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、複合機にてスキャンしたデータを、クラウドストレージサービス「Box」に直接格納するための設定変更業務を行うものである。全庁展開を進めている「Box」の導入に伴い、スキャンしたデータを直接「Box」に取り込むことで、業務効率化ならびにペーパーレス化の推進を目的として設定作業等を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANネットワークを構築した事業者である。 本業務は、複合機と「Box」の通信を構築する設定作業であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 住所：東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 7 日
※ 契約金額	1,562,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

1078

特命随意契約理由書

件 名	総合行政システム改修業務(1)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和6年4月から運用開始している新総合行政システムについて、業務の効率化及び適正化等を図るため、システムの改修作業を行い、当該システムが正常かつ良好な状態に保たれ、業務が滞ることなく処理されることを目的とする改修業務を行う。
選 定 理 由	下記業者は、令和4年度及び令和5年度の2か年にかけて総合行政システムを構築した事業者である。本改修業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一業者以外では改修作業にてデータの欠損、不整合を発生させ、システムを安定稼働させるための保証を行うことが困難である。また、問題が発生した際の原因究明等の対処が困難になる等、業務の履行が担保できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 ジャパンシステム株式会社 所 在 地 東京都渋谷区代々木1-22-1
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 24 日
※ 契約金額	9,862,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

938

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（11月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他（売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 11 月 1 日 /
※契約金額	2,583,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和7年11月1日～令和7年11月30日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段中等教育学校統合型校務支援システムSOC業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校における校務情報のセキュリティ強化を目的とし、Prisma Access、Google Workspace for Education、Microsoft EntraIDを対象にセキュリティ監視サービス等を導入・運用する。
選 定 理 由	令和6年度に本校の校務支援システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和6年4月18日付、6千中等シ発第12号）の結果、下記業者に決定した。 本件、セキュリティ強化を目的とした監視サービス等の業務は校務支援システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を依頼した場合、校務支援システム本体との調整に多大な時間を要する可能性があり、システム全体の運用についても著しい支障が生じることが予想される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 テクマトリックス株式会社 住所 東京都港区港南一丁目2番70号
※ 契約年月日	令和 7年 11月 6日
※ 契約金額	8283000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

974.

件 名	千鳥ヶ淵公園基本計画検討業務（第 718 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	内堀通りに沿って美しい景観を作る歴史ある千鳥ヶ淵公園を、車いすの方や自転車を含めた地域の方が桜や花木を楽しめるウォークアブルなまちづくりに寄与する公園となるように基本計画策定を行う。
選 定 理 由	本件は、「千鳥ヶ淵公園整備に関する基本協定書」に基づき整備計画を進めている官民連携事業と密接不可分の関係にある。下記業者は官民連携事業の設計業務を担当しており、測量や道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。したがって、入札に付することが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社三菱地所設計 住 所 千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 19 日
※ 契約金額	22,000,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

1087

特命随意契約理由書

件 名	富士見みらい館 蒸気源蓄熱槽の更新業務②
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本建物には、蒸気源が3機あり、それぞれ蓄熱槽（モジュール）が2つつつ付属している。今回、3号機の蓄熱槽につき、2モジュール両方から蒸気漏れが生じており、現在使用不可状態となっている。本設備は給食調理時（小学校・こども園・中等教育学校）における回転釜の火力に必要不可欠であり、火力不足の場合には給食提供が間に合わなくなる他、給食の提供に支障をきたすこととなる。 現状、火力不足であることに加え他の蓄熱槽に負荷が掛かり連鎖的に故障することが考えられ、緊急で更新する必要があるため、当該蓄熱槽を更新する。
選 定 理 由	本建物はPFI事業により15年間に於いて、各設備の点検・更新等をその機器に応じた専門業者に委託していた。本設備においても下記業者が点検・更新等を実施しており、今年度の総合管理業務受託事業者からの再委託先でもあるため、本建物の構造を熟知しており、且つ本設備の状態を詳細に把握していることにより迅速な対応が可能である。また、設備の維持管理においても密接不可分な関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中谷機工株式会社 東京事業所 住 所 千葉県船橋市栄町1-18-9
※ 契約年月日	令和 7 年 11 月 28 日
※ 契約金額	7,645,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

ます。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

1087